



知的財産訴訟における自認と取り消し

選り抜き記事

中国の司法実践では、民事訴訟において、当事者が自分に有利な事実を主張する場合、それを証明する証拠を提供する必要があるが、自分に不利な事実を主張する場合は、自認を構成し、相手方当事者の挙証責任を免除する効力を有することを確立した。2019年12月25日、最高人民法院は、『最高人民法院による「民事訴訟証拠に関する若干規定」の改正についての決定』（以下、『改正決定』と略す）を公布し、2020年5月1日から実行した。当該『改正決定』では、自認と取り消しの規則について改正し改善した。

筆者は、当該『改正決定』についての理解と知的財産業務における長期的な実践に基づいて、知的財産訴訟における自認と取り消しについて検討し、多くの訴訟参加者に役立つよう、いくつかの問題と解決構想を提供する。

1. 裁判規則の沿革

1.1 2001年、最高人民法院は、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定』（以下、『民事証拠規定』と略す）を公布した。

第八条には、訴訟の過程で、一方の当事者が他方の当事者が述べた案件の事実を明確に承認する場合、他方の当事者は挙証する必要がないと規定されている。ただし、身分関係に関わる案件は除外されている。一方の当事者が述べた事実について、他方の当事者が承認も否認もしておらず、審判官が十分に説明し、査問した後も、肯定または否定を明示的に表示しない場合は、この事実を承認するものとして扱う。

当事者が訴訟への参加を代理人に委託する場合、代理人の承認を当事者の承認として扱う。ただし、特別授權されていない代理人による事実の承認が相手方の訴訟請求の承認に直接つながる場合は除外され、当事者が出席されているが、その代理人の承認を否認表示しない場合は、当事者の承認として扱う。当事者が法廷弁論の終結前に承認を取り下げ、相手

方当事者の同意、またはその承認行為が脅迫または重大な誤解の下で行われ、かつ事実と一致していないことを証明する十分な証拠がある場合、相手方当事者の挙証責任は免除できない。

1.2 2015年、最高人民法院は、『最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈』（以下、『民事訴訟法解釈』と略す）を公布した。

第九十二条には、法廷審理で、または起訴状、答弁書、代理陳述などの書面材料で、一方の当事者が自分に不利な事実を明確に承認する場合、他方の当事者は挙証して証明する必要がないと規定されている。身分関係、国益、社会公共の利益など人民法院が職権に従って調査すべき事実の場合、前項の自認の規定は適用されない。自認の事実が究明された事実と一致しない場合、人民法院は確認しない。

1.3 2019年12月25日、最高人民法院は『改正決定』を公布した。『改正決定』では、さらに、当事者の自認の規則を改正・改善し、自認制度が適用される場面を明確にし、訴訟代理人が代わりに承認する権

限があると推定し、共同訴訟における自認規則を規定し、条件付き自認規則を規定し、自認規則が適用できる例外の事情を明確にし、また自認規則の取り下げについてさらに規制した。

第三条には、訴訟の過程で、一方の当事者が述べた自分に不利な事実、または自分に不利な事実を明確に承認する場合、他方の当事者は挙証して証明する必要がないと規定されている。証拠交換、査問、調査過程で、または、起訴状、答弁書、代理陳述などの書面材料で、当事者が自分に不利な事実を明確に承認した場合、前項の規定を適用とする。

第四条には、一方の当事者が、他方の当事者の主張する自分に不利な事実を承認も否認もしておらず、審判官が説明し、査問した後も、肯定または否定を明示的に表示しない場合、この事実を承認するものとして扱うと規定されている。

第五条には、当事者が訴訟への参加を訴訟代理人に委託する場合、訴訟代理人の自認は、授權委任状によって明示的に排除された事項を除き、当事者の自認として扱う。出席した当事者が訴訟代理人の自認を明確に否認する場合、自認として扱わないと規定されている。

第六条には、普通の共同訴訟では、1人または複数の共同訴訟人による自認は、自認を表示した当事者に効力が発生される。必要な共同訴訟では、1人または複数の共同訴訟人が自認を表示し、他の共同訴訟人が否認する場合、自認の効力が発生されない。他の共同訴訟人が承認も否認もしない場合、審判官が説明し、査問した後も自分の意見を明示的に表示しない場合、すべての共同訴訟人の自認として扱うと規定されている。

第七条には、一方の当事者が、他方の当事者の主張する自分に不利な事実を制限または条件付きで承認する場合、人民法院が案件の事情を総合して自認を構成するか否かを決定すると規定されている。

第八条には、『民事訴訟法解釈』の第九十六条第一項に規定の事実が自認に関する規定を適用しない。自認した事実が究明された事実と一致しない場合、人民法院は確認しないと規定されている。

第九条には、次の事情のいずれかがあり、当事者が法廷弁論の終結前に自認を取り消す場合、人民法院は許可するものとする：（一）相手方当事者の同意を得たこと、（二）自認は脅迫または重大な誤解の下で行われたこと。人民法院が当事者の自認を取り消すことを許可する場合、口頭または書面による裁

定をする必要があると規定されている。

2. 自認の効力の発生と取り消し

民事訴訟では、一方の当事者が述べた自分に不利な事実、または自分に不利な事実を明確に承認する場合、他方の当事者は挙証して証明する必要がない。それで、具体的には、知的財産の訴訟の過程において、当事者が主張する自分に不利なすべての事実はいずれも自認を構成するものか？当事者がこの前の主張を否認する場合、どのような効果が生み出されるものか？

次に、筆者は、知的財産訴訟のあらゆる側面に基づいて、当事者の挙証の観点から以下の法律事実を簡単に分析する。

2.1 権利基礎について

知的財産訴訟の分野では、当事者の権利基礎は主に、専利権、商標権、著作権、及び営業秘密などに関わり、上記の権利はいずれも特別物権の性質を持ち、一の対世権であり、従って、当該権利の確認については、当事者が自分に不利な事実を主張し、相手方の権利の存在や有効性を承認したとしても、相手方当事者の挙証責任を免除すべきではない。これは、このようにして社会公衆または第三者に利益の損失をもたらす可能性があり、当事者は、社会公衆または第三者の代わりに社会公衆または第三者の利益を処分する権利を有しないためである。

従って、知的財産権の所有権紛争及び侵害紛争において、知的財産権を享受していると主張する当事者が、知的財産権を享受している基本的な事実を挙証して証明する責任を負担すべき、相手方当事者の承認によって免除されるものではない。

広州市花季文化伝播有限公司対広州市久邦デジタル科技有限公司の作品情報のネットワーク伝播権侵害紛争に関する案件¹において、広東省高級人民法院は、一審の法廷審理で、被告の久邦デジタル会社が「原告の所有権の出所に異議がない」と述べた事実を確認せず、さらに、この案件では、被告の久邦デジタル会社は譲渡により係争作品を伝播する情報ネットワーク伝播権を取得したことが究明され、花季文化会社が再審請求により自分の経済損失を賠償するよう久邦デジタル会社に要求した主張は、事実と法律の根拠が欠けており、確立できず、支持しないと判決した。

¹ (2017) 奥民再465号

また、知的財産契約の紛争において、契約関係の成立、発効、変更、解除、終了、取消、及び、契約が履行されているか否かなどについては、契約の相対性、当事者の承認に基づいて、自認の効力が発生され、相手方当事者の挙証責任を免除することができる。

2.2 侵害行為について

被告が訴えられた侵害行為を実施したか否かは、自身経験された内容に属する。従って、侵害行為に対する被告の自認は、その認知能力を超えることはなく、一般に、社会公衆または第三者に対する利益損失も引き起こさなく、従って、自認の効力が発生され、原告の挙証責任は免除されるべきである。

なお、『改正決定』では、元の『民事証拠規定』における第六十七条、つまり、「訴訟において、当事者が調停または和解合意に達する目的で妥協した案件の事実に対する認めは、その後の訴訟において当事者に不利な証拠として使用してはならない」という内容が削除された。ただし、当該法条の内容は『民事訴訟法解釈』第一〇七条に既に規定されているため、当事者が調停または和解合意に達するために妥協して認めた案件の事実は依然として自認の効力が発生されない。

また、当事者による公式サイトでの展示や、別件で認めた事実などは、侵害行為に対する自認を構成する可能性があり、一般的には、取り消すことは許可されない。

深セン市吉祥騰達科技有限公司対深セン敦駿科技有限公司の特許権侵害紛争案件²において、最高人民法院は、騰達会社が大量に製造、販売した3つの訴えられた係争侵害製品は、係争特許方法を採用してキャプティブポータル機能を実現し、またその公式サイトや大型の電子商取引のウェブサイトの旗艦店で、訴えられた侵害製品の特徴や機能についての紹介では、訴えられた侵害製品の有するWeb認証機能(Web認証過程はキャプティブポータル技術に関する)を多くの箇所で公開宣伝した。これに基づいて、騰達会社は係争特許によって特許権者に帰属するはずの利益を取得したと認定した。

李宗栄対金新政の知的財産と競争紛争案件³において、最高人民法院は、李宗栄が別件で『序説』の第八章に金新政と他の者が共同署名した5つの文章1.8万字を引用した事実を承認したが、李宗栄はこ

れに対し、金新政が名前付きの作者だけである主張を提出した。当該主張を証明する証拠を提出しなかったため、一番と二審の法院でその主張を受け入れないことは不適切ではないと認定した。

2.3 侵害による利益額について

侵害による利益は、知っておくべき内容に属している。侵害による利益に対する被告の自認は、その認知能力を超えることはなく、一般的に、社会公衆または第三者に対する利益の損失を引き起こさないため、自認の効力が発生されて、原告の挙証責任は免除されるべきである。

司法実践では、当事者が商業的宣伝を目的として、自社の公式サイトやさまざまなメディアなどで、販売量、市場シェア、収益性などを公表することがよくあり、相手方当事者は上記の証拠を入手し、被告の侵害による利益を証明することに使用する。この点で、当事者の否認は、支持する証拠がない場合、通常法院によって認められない。

『北京市高級人民法院による商標民事紛争案件の審理についての若干問題の解答』の第三十条では、「侵害者が新聞や雑誌などのメディアでの侵害商品の販売量に関する宣伝を、販売された侵害商品の数を確定するための参照とすることができるか？」という質問への解答は次のとおりである。「他の参照根拠がない場合、侵害者が関連メディアで宣伝した販売量を、販売された侵害商品の数を確定するための参照とすることができる。」

また、『北京市高級人民法院による著作権侵害の損害賠償責任についての指導意見』の第三十三条には、「被告が訴えられた侵害出版物または広告宣伝で示した侵害コピーの数が訴訟における彼の陳述よりも多い場合、証拠を提供するか、または合理的な理由でそれを否認することを除いて、出版物または広告宣伝に示されている数を賠償額を確定するための根拠とすべきである。」と規定されている。中山市雅樂思電器実業有限公司対深セン拓邦株式会社の特許権侵害紛争案件⁴において、最高人民法院は、拓邦会社は原審で雅樂思会社の公式サイトの印刷ページを提出し、雅樂思会社の生産規模が「製品の1日の生産量が30000台に達する」ことを示した。これによりこの生産規模が訴えられた侵害製品の生産規模であると確定できないが、原審法院がこの予備的証拠に基づいて、その実際に製造、販売

² (2019) 最高法知民終147号

³ (2018) 最高法民申910号

⁴ (2019) 最高法知民終105号

された、訴えられた侵害製品の数を提供するよう雅楽思会社に命じたことは不適切ではなく、原審法院が拓邦会社の請求した賠償額を全額支持することは不適切ではないと認定している。

3. 当事者や訴訟代理人への啓示

3.1 訴訟代理人の自認について

当事者が訴訟への参加を訴訟代理人に委託する場合、授權委任状によって明示的に排除された事項を除き、訴訟代理人の自認を当事者の自認として扱う。出席した当事者が訴訟代理人の自認を明確に否認する場合、自認として扱わない。

当事者にとっては、不利な結果を回避するために、法廷審理に参加できる場合は、訴訟代理人と一緒に参加するのが最善であり、参加できない場合は、訴訟代理人が代わりに承認できない事項を授權委任状に明記する必要がある。

訴訟代理人にとっては、訴訟に参加する前に、法廷審理案件で究明する必要がある事実について、事前に当事者と交流して確認し、また当事者が事後で報復などしないようにメールやメモの形で固定する必要がある。また、事前の確認を終えた事実について、当事者が法廷に出廷しない場合、法廷審理後、当事者と交流し回答する必要があることを、法廷で明確に示さなければならない。

3.2 共同訴訟について

普通の共同訴訟では、1人または複数の共同訴訟人による自認は、自認を表示した当事者に効力が発生され、他の当事者には発生されない。必要な共同訴訟では、1人または複数の共同訴訟人が自認を表示し、他の共同訴訟人が明確に否認する場合、当該共同訴訟人に自認の効力が発生されない。

当事者及び訴訟代理人が共同訴訟に参加する場合、必要な共同訴訟と普通の共同訴訟の区別に注意を払い、さまざまな状況に応じて、一部の当事者の自認に対処する必要がある。

3.3 条件付き自認について

司法実践では、当事者はさまざまな配慮に基づいてある事実を条件付きで承認するが、この場合、付帯された条件と承認された事実が不可分であるか否

かを検討し、分割できると自認を構成し、分割できないと自認を構成するべきではない。

『改正決定』第七条によれば、人民法院は、条件付きの自認について自由裁量の権利を有する。当事者または訴訟代理人の場合、不利な結果を回避するために、条件付きの承認を慎重に使用する必要がある、不適切に処理された場合、自認の効力は発生するとして扱うが、付帯された条件は認められないかもしれない。

3.4 自認規則の例外

『改正決定』第八条によれば、国益、社会公共の利益を損害する可能性があること、身分関係に関わること、民事訴訟法第五十五条の規定に関わる訴訟（公益訴訟）、当事者が悪意を持って共謀し、他人の合法的権利を損害する可能性があること、職権による当事者の追加、訴訟中止、訴訟終結、回避などの手続き上の事項に関わること、自認規則が適用されない。

上記の例外は、公共の利益または他人の合法的権利や、人民法院の審判の権利の独立性に関連しており、当然のことながら、当事者はそれらを処分することができず、その権利もなく、自認の効力も発生できない。

3.5 自認を取り消す条件について

『改正決定』第九条によれば、当事者にとって、自認の取り消しは条件付きであり、相手方当事者によって同意されるか、または当該自認は脅迫または重大な誤解の下で作られたことを証明する必要がある。

もちろん、自認の内容が事実と一致しないことが証明できれば、当事者による自認が脅迫または重大な誤解に基づいているのかに関係なく、自認の効力が発生されないべきである。

4. まとめ

本文で、筆者は『改正決定』についての理解と知的財産業務における長期的な実践に基づき、いくつかの典型的な司法裁判例と組み合わせ、知的財産訴訟における自認と取り消しについて検討し、多くの訴訟参加者に役立つよう、いくつかの問題を提出し、いくつかの解決構想を提供した。



張永康

パートナー、シニア弁理士、弁護士

張永康先生は、薬学、化学、生物技術及び新材料などの分野における豊富な専門的知識と代理経験を持っており、薬学、化学、生物技術及び新材料に関わる特許出願の国内外における立法及び審査についてかなり研究されている。中国や日本への特許出願を1000件以上代理しており、数多くの国内外の有名な企業の特許無効審判や訴訟案件を代理した。張永康先生は2006年10月に隆天に入所した。